

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月6日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 U B S 中国株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

UBS中国株式ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益証券（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託会社」または「委託者」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。））に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

### (4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。（当初元本1口 = 1円）

ただし、「分配金再投資コース」において、収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額 については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### (5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の手数は無手数料とします。

また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (6) 【申込単位】

1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (7) 【申込期間】

平成24年8月7日から平成25年2月6日まで

ただし、香港取引決済所の休業日またはシンガポールの銀行休業日（以下「香港またはシンガポールの休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までにお申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に買付申込口数を乗じて得た額。以下同じ。）に、申込手数料を加えた額をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振込まれます。

### (10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、前記「（8）申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

当ファンドの受益権の買付申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、買付申込を行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までを当日の受付分とします。ただし、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合は、お申込みを受付けません。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## [照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

「UBS中国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

###### 信託金限度額

3,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

###### <商品分類>

ファンドは、社団法人 投資信託協会が定める商品分類のうち、追加型 / 海外 / 株式に属します。以下、同協会の定める商品分類および属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	<b>株式</b>
<b>追加型</b>	<b>海外</b>	債券 不動産投信 その他資産
	内外	( ) 資産複合

###### 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とするもの
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とするもの

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	グローバル	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	<b>アジア</b>	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
<b>その他資産 (投資信託証券(株式一般))</b>	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米		
資産複合 ( )		アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式一般））	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算するもの
アジア	組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とするもの
ファンド・オブ・ファンズ	証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とするもの
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）社団法人 投資信託協会の商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

### ファンドの特色

主として、中国の株式（上海証券取引所（A株およびB株）、深セン証券取引所（A株およびB株）および香港取引決済所の上場銘柄を含みます。）に実質的に投資します。

ただし、上記以外の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している中国の株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資する場合があります。

- ・ 上記投資対象への投資は、マザーファンドが投資する投資信託証券を通じて、主として中国の株式に実質的に投資するものとします。
- ・ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資することがあります。

### 中国の株式市場の概要

中国の株式市場は、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株、B株、および香港取引決済所のH株、レッドチップスなどで構成されます。

取引所	株式の種類	建値通貨	上場銘柄数	時価総額	上場企業の概要
上海証券取引所	A株	人民元	935	191.4兆円	中国国内投資家のみが取引可能な企業（現在は適格国外機関投資家にも開放）
	B株	米ドル	54	0.9兆円	外国人投資家も取引可能な企業
深セン証券取引所	A株	人民元	1,155	79.9兆円	中国国内投資家のみが取引可能な企業（現在は適格国外機関投資家にも開放）
	B株	香港ドル	54	1.0兆円	外国人投資家も取引可能な企業
香港取引決済所	H株	香港ドル	169	41.3兆円	香港に上場の中国籍の企業
	レッドチップス	香港ドル	108	44.0兆円	中国資本により香港等で設立され、香港に上場している企業
	その他	香港ドル	1,242	104.3兆円	H株、レッドチップス以外の企業

（上場銘柄数、時価総額は2012年6月末現在、1元 = 12.558円、1香港ドル = 10.286円で換算）

注 当ファンドは上記以外にも、株式の時価総額、流動性等を勘案し、また中国株式市場の拡大に伴い、他の取引所に上場している中国の株式（預託証券を含みます）に投資する場合があります。

出所：香港取引決済所、上海証券取引所、深セン証券取引所、BloombergのデータをもとにUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が作成。

## 当ファンドの特徴

### 1 中国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

中国の株式として、上海証券取引所（A株、B株）、深セン証券取引所（A株、B株）、香港取引決済所の上場銘柄を主要投資対象とします。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、当ファンドのマザーファンドは中国の株式を投資対象とする投資信託証券を通じて、実質的に中国の株式に投資を行います。

原則として、為替ヘッジは行いません。

### 2 当ファンドの実質的な投資対象には、中国の証券取引所に上場している人民元建てのA株を含みます。

現在、人民元建てで流通するA株は、中国人投資家と「適格国外機関投資家」として認定を受けた国外の機関投資家に限定されています。

中国A株市場には、中国B株市場や香港取引決済所に上場していない中国の企業が上場されており、当ファンドを通じて中国の経済成長を担う企業への幅広い投資が可能となります。

ただし、当ファンドの中国A株への実質投資比率は純資産総額の50%を超えないものとします。

### 3 UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはグローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。

A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Co., Ltd.」より情報提供を受けます。同社はUBS銀行と中国の国家開発投資公司（SDIC）との合弁会社（中国現地法人）です。国家開発投資公司は1995年に設立された中国の国有投資持ち株会社です。

#### UBSグループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約64,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2012年3月末日現在）

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として、世界25カ国に約3,700名の従業員を擁し、約51.3兆円の運用資産を運用するグローバルな資産運用会社です。（2012年3月末日現在）

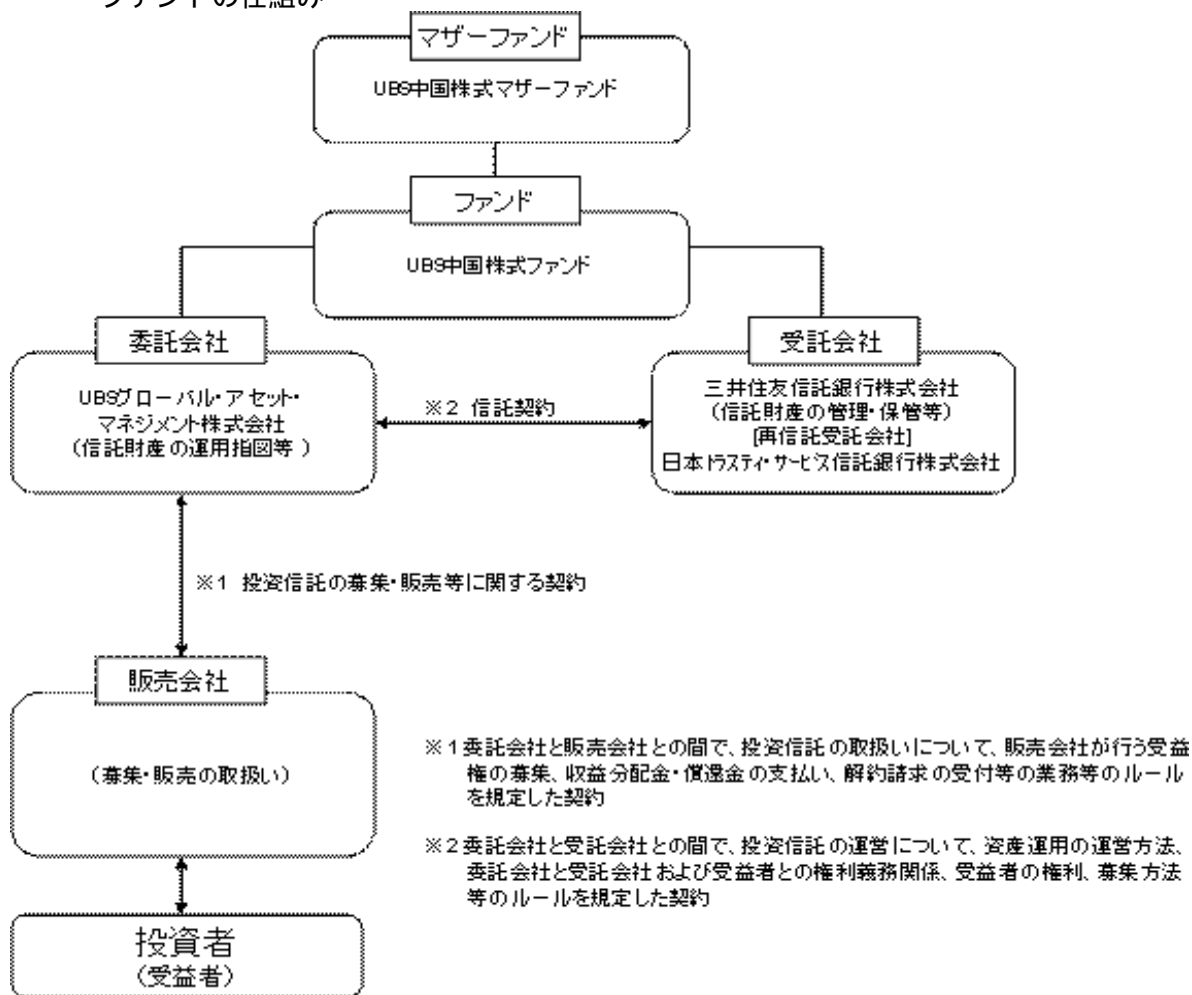
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



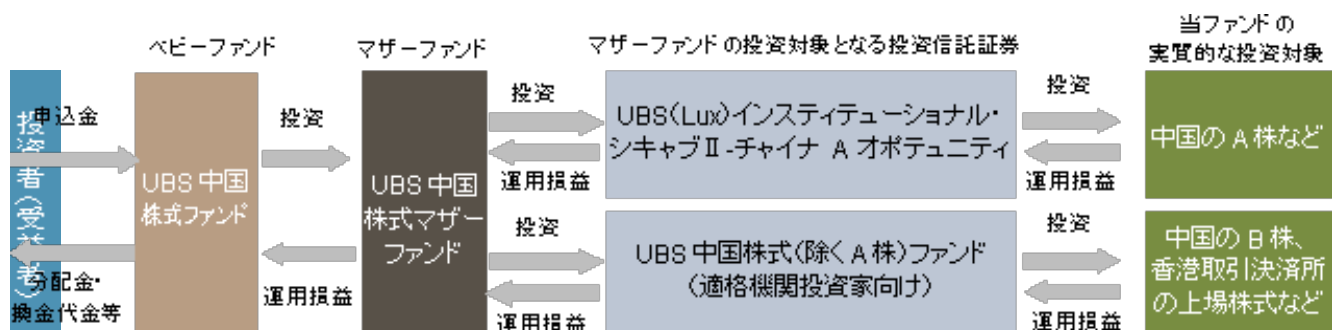
## ◆ ファミリー・ファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、主に「UBS中国株式マザーファンド」受益証券に投資するファミリー・ファンド方式で運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、お客様が取得するファンドをベビーファンドとして、実質的な運用はマザーファンドにて行い、その運用成果をベビーファンドを通じてお客様の損益に反映させる方式です。

## ◆ ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。





## 委託会社の概況（平成24年6月末日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革
  - 平成 8年 4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
  - 平成10年 4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
  - 平成12年 7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
  - 平成14年 4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

マザーファンドが投資する投資信託証券への投資を通じて、主として中国の株式に実質的に投資するものとします。

中国の株式として、上海証券取引所（A株およびB株）、深セン証券取引所（A株およびB株）および香港取引決済所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の取引所に上場している中国の株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資する場合があります。

原則として為替ヘッジは行ないません。

投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## 有価証券

委託会社は、信託金を主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBS中国株式マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第4号の証券および第5号の証券（投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

## 金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

## 3. コール・ローン

## 4. 手形割引市場において売買される手形

## 金融商品による運用の特例

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

## 組入れ投資信託証券について

当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

## &lt; マザーファンドの投資対象となる投資信託証券の概要 &gt;

ファンド名	UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャピII - チャイナ A オポチュニティ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国証券投資法人
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
ファンド建値	米ドル
投資運用会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.18%以内            信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の変動調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家のみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

ファンド名	UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内証券投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券です。）
運用の基本方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄 <sup>*</sup> を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。（ <sup>*</sup> 上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。）
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄
ファンド建値	円
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
信託報酬	純資産総額に対して年率0.0735%（税抜年率0.07%）
信託事務の諸費用（ ）	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等（ ）	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

（ ） 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注1 UBS（Lux）インスティテューショナル・シキャプII- チャイナA オポテュニティの買付け・解約は月1回のみ行われます。（現時点での制限であり、将来変更される可能性があります。）

注2 当ファンドは、「UBS（Lux）インスティテューショナル・シキャプII- チャイナA オポテュニティ」を通じて、同ファンドの投資運用会社であるUBSグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドがQFII（適格国外機関投資家）として認可された投資枠の範囲内で中国のA株に実質的に投資を行います。

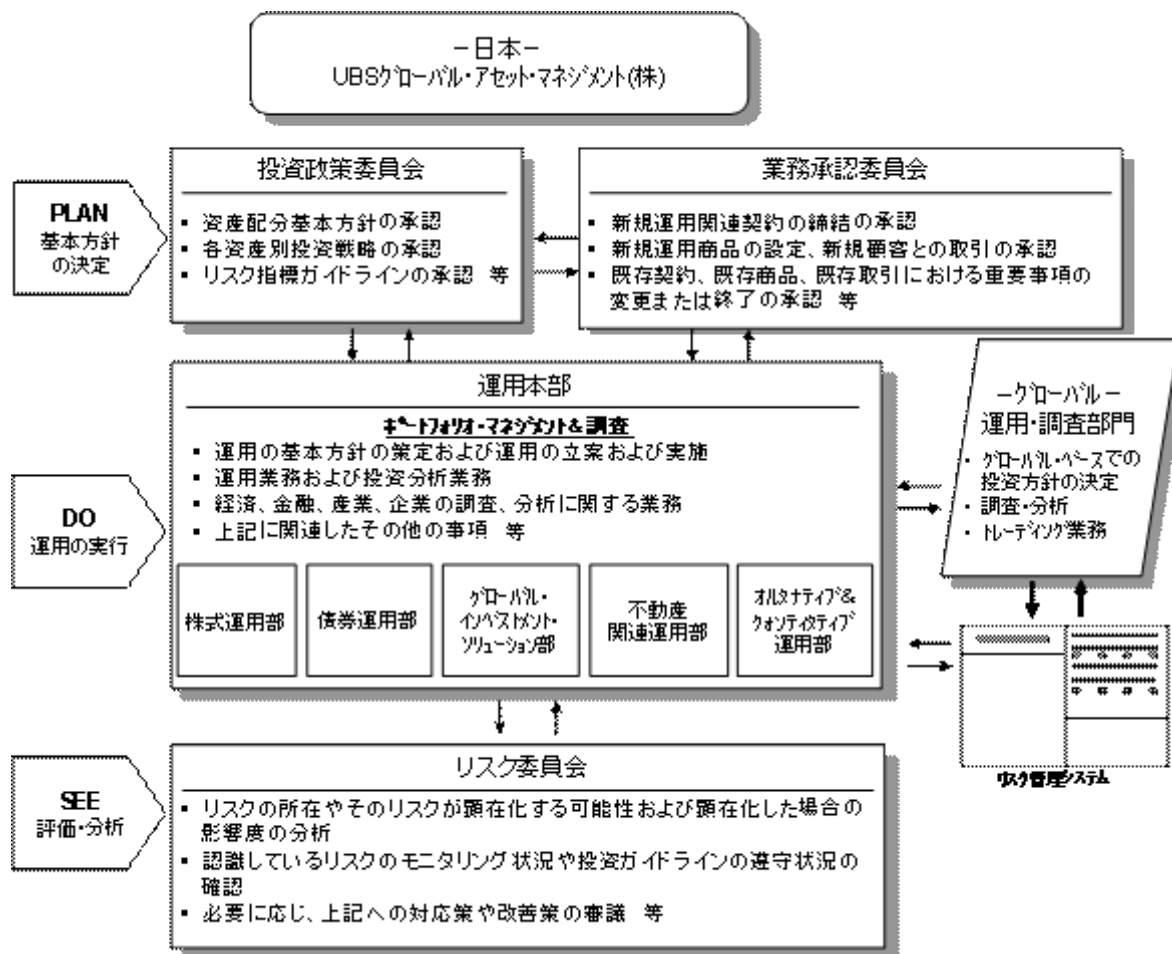
注3 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

## (3) 【運用体制】

<UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制>



上記の体制は今後変更される場合があります。

(2012年6月末現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

**投資政策委員会：**

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**業務承認委員会：**

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**リスク委員会：**

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**(4) 【分配方針】**

毎決算時（原則として毎年5月7日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(5) 【投資制限】**

信託約款による投資制限

1. 株式への直接投資は行いません。
2. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
3. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。
  - ・ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ・ 前記にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
4. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
5. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
6. 外国為替予約の指図
  - ・ 信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ・ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 資金の借入れ
  - ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- ・ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ・ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

#### 1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

#### 2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### < UBS中国株式マザーファンドの概要 >

#### [ 投資方針 ]

主として、中国の株式に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券、もしくは投資証券または外国投資証券をいいます。以下同じ。）を投資対象とします。

#### [ 投資態度 ]

主として、中国の株式に投資する投資信託証券へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

中国の株式として、上海証券取引所（A株およびB株）、深セン証券取引所（A株およびB株）および香港取引所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の取引所に上場している中国の株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資する場合があります。

原則として為替ヘッジは行ないません。

投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### [ 主な投資対象 ]

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

委託会社は信託金を、主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券、もしくは投資証券または外国投資証券）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第4号の証券および第5号の証券（投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形

##### [ 主な投資制限 ]

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドが投資を行う投資信託証券への投資を通じて中国の株式を実質的な投資対象としますので、実質組入株式の価格変動や発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国・建値通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。  
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### (1) 株式の価格変動リスク

当ファンドは実質的に株式への投資を行います。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

#### (2) カントリー・リスク

当ファンドは実質的に外国の有価証券へ投資します。外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの主要投資対象国には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

#### (3) 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建有価証券等に投資しますが、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動による影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

#### (4) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### (5) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を通常市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。また、当ファンドの実質的な投資対象国における証券市場、取引所、開示基準、法制度などは先進国と異なっており、政治、経済等が急変した場合、流動性はより低くなる可能性があります。

#### (6) 当ファンドのマザーファンドが投資する外国投資信託証券の中国A株投資に係るリスク



- (a) 当ファンドのマザーファンドが投資する「UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ II - チャイナA オポチュニティ」は中国A株への投資を行っていますが、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈も必ずしも安定していません。QFII（適格国外機関投資家）の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、現在、明らかではなく、将来上記の外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課されることになった場合、上記の外国投資信託証券がこれを負担する可能性があります。
- (b) 中国の証券市場においては、証券決済がDVP取引（証券売買取引で証券と売買代金を同時に決済する取引）でない銘柄があり、その場合には証券会社に対する信用リスクが発生し、当該証券会社が倒産等の状況に陥った場合は、証券または決済代金の全額を失う可能性があります。
- (c) QFIIの投資に係わる制度においては、投資限度額に係わる認可の取得日から一定期間は実質的に一部解約が行えません（現状、この期間は一年間であり、将来変更される可能性もあります。）。その後の申込および解約の受付も1ヶ月に1回に限られています。また、一定の金額が上記の外国投資信託証券内に留保される場合があります。このような、中国証券制度上の制約および中国A株に投資する投資信託証券に付された解約制限等から当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、当ファンドの換金請求の受け付けが中止またはすでに受け付けた換金請求の受け付けが取り消されることがあります。
- (d) 中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、上記(a)から(c)のような当該外国投資信託証券の特性やQFII制度等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

QFII制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外機関投資家に対して、一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

## (7) その他

### （短期金融商品の信用リスク）

- ・ ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

### （買付および換金申込に係る制限）

- ・ 買付または換金の申込日が、香港取引決済所またはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

### （クーリング・オフ）

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### （分配金に関する留意点）

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

## 投資信託に関する一般的リスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります

ます。

2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

#### 投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

#### リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。

「分配金再投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。詳しくは販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率2.0706%（税抜年率1.972%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額 (年率)	配分(年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の 2.0706% (税抜1.972%)	0.9975% (税抜0.95%)	1.05% (税抜1.00%)	0.0231% (税抜0.022%)

(ご参考)

マザーファンドの投資対象である投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャプII - チャイナ A オポテュニティ

管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.18%以内            信託財産留保額：なし            当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入入による基準価額変動の影響を受けません。            その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
-------	---

UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.0735%（税抜年率0.07%）
信託事務の諸費用（ ）	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等（ ）	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

（ ） 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

上記の管理報酬等・信託報酬率は、今後変更となる場合があります。申込手数料はかかりません。

なお、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.12675%以内の範囲です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率2.0706%）を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率2.19735%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 および の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

## 売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

## 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、その他、以下の諸費用についても信託財産から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1. から7. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1. から7. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

## 個人の受益者に対する課税

## [収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

## [一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

## &lt; 損益通算 &gt;

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
----	----

平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金、買取請求の内容などについて、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 分配金の課税

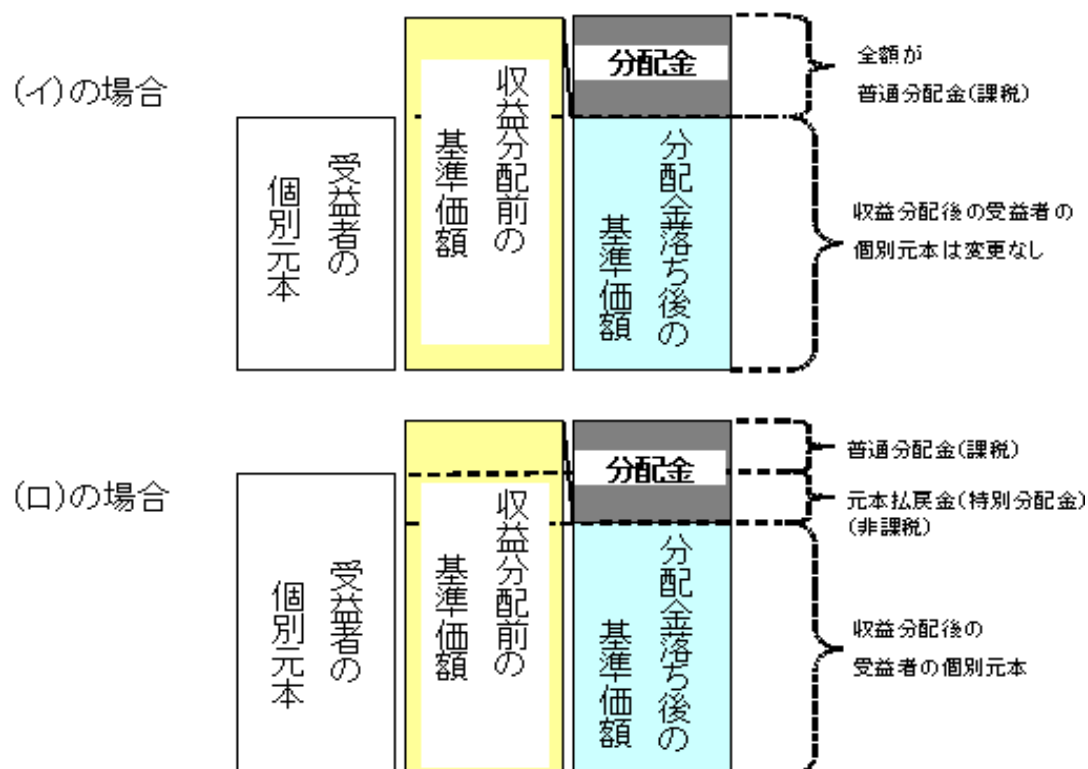
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

- （イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- （ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## &lt; 参考情報 &gt;

**ファンドの費用・税金**

## [ ファンドの費用 ]

## ・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.15%（税抜3.00%）以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

## ・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																					
保有時	運用管理費用（信託報酬）	<p>日々の純資産総額に対して<b>年率2.0706%（税抜年率 1.972%）</b>を乗じて得た額とします。また、当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が当ファンドの純資産総額に対して年率0.12675%以内の範囲（委託会社が試算した概算値）でかかります。したがって、当ファンドの信託報酬率を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して<b>年率2.19735%程度</b>となります。</p> <p style="text-align: right;">（年率表示、カッコ内は税抜表示）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ファンドの運用管理費用（信託報酬）</td> <td>2.0706%</td> <td>（1.972%）</td> </tr> <tr> <td>（内訳）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（委託会社）</td> <td>0.9975%</td> <td>（0.950%）</td> </tr> <tr> <td>（販売会社）</td> <td>1.0500%</td> <td>（1.000%）</td> </tr> <tr> <td>（受託会社）</td> <td>0.0231%</td> <td>（0.022%）</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>0.12675%<sup>*</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td colspan="2">2.19735%程度</td> </tr> </table> <p><sup>*</sup> 委託会社が試算した概算値です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	ファンドの運用管理費用（信託報酬）	2.0706%	（1.972%）	（内訳）			（委託会社）	0.9975%	（0.950%）	（販売会社）	1.0500%	（1.000%）	（受託会社）	0.0231%	（0.022%）	投資対象とする投資信託証券	0.12675% <sup>*</sup>		実質的な負担	2.19735%程度	
ファンドの運用管理費用（信託報酬）	2.0706%	（1.972%）																					
（内訳）																							
（委託会社）	0.9975%	（0.950%）																					
（販売会社）	1.0500%	（1.000%）																					
（受託会社）	0.0231%	（0.022%）																					
投資対象とする投資信託証券	0.12675% <sup>*</sup>																						
実質的な負担	2.19735%程度																						
	その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査報酬および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</li> <li>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。</li> </ul> <p>信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>																					

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [ 税金 ]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

上記は平成24年6月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記と異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	21,953,347,670	98.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	333,936,241	1.49
合計(純資産総額)	-	22,287,283,911	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考) UBS中国株式マザーファンド

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	13,405,211,992	61.06
投資証券	ルクセンブルク	8,611,162,560	39.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	64,319,401	0.29
合計(純資産総額)	-	21,952,055,151	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2012年6月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS中国株式マザーファンド	28,685,937,110	0.8373	24,018,735,143	0.7653	21,953,347,670	98.50

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2012年6月29日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.50
合計	98.50

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2012年6月29日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2012年6月29日現在)



## (参考) UBS中国株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄  
主要銘柄の明細（2012年6月29日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	UBS中国株式(除くA株) ファンド(適格機関投資家向 け)	18,088,263,382	0.8164	14,767,258,225	0.7411	13,405,211,992	61.06
ルクセン ブルク	投資証券	UBS(LUX)インスティ テューショナル・シキャプ II-チャイナAオポテュニ ティ	900,000	10,285.71	9,257,142,510	9,567.95	8,611,162,560	39.22

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率（2012年6月29日現在）

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	61.06
投資証券	39.22
合計	100.29

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2012年6月29日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2012年6月29日現在)

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年5月7日)	90,586	97,336	1.0736	1.1536
第2期計算期間末 (2009年5月7日)	50,929	50,929	0.6897	0.6897
第3期計算期間末 (2010年5月7日)	53,157	53,157	0.7757	0.7757
第4期計算期間末 (2011年5月9日)	41,597	41,597	0.8172	0.8172
第5期計算期間末 (2012年5月7日)	25,502	25,502	0.7052	0.7052
2011年6月末日	37,453	-	0.7882	-
2011年7月末日	35,701	-	0.7714	-
2011年8月末日	30,769	-	0.6847	-
2011年9月末日	26,409	-	0.6025	-
2011年10月末日	28,963	-	0.6763	-
2011年11月末日	26,531	-	0.6375	-
2011年12月末日	24,366	-	0.6054	-
2012年1月末日	24,877	-	0.6362	-
2012年2月末日	27,698	-	0.7247	-

2012年3月末日	26,000	-	0.6946	-
2012年4月末日	25,725	-	0.7087	-
2012年5月末日	22,824	-	0.6469	-
2012年6月29日	22,287	-	0.6433	-

## 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0800
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間	15.4
第2期計算期間	35.8
第3期計算期間	12.5
第4期計算期間	5.4
第5期計算期間	13.7

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	123,671,671,318	39,292,836,755
第2期計算期間	6,040,352,501	16,572,117,814
第3期計算期間	4,069,736,376	9,389,304,012
第4期計算期間	132,919,722	17,759,467,960
第5期計算期間	352,337,002	15,088,959,659

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt;参考情報&gt;

**基準価額・純資産の推移**(2012年6月29日現在)

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものととして算出。

**分配の推移**(1万口当たり、税引前)

2008年5月	800円
2009年5月	0円
2010年5月	0円
2011年5月	0円
2012年5月	0円
設定来累計	800円

**主要な資産の状況**(2012年6月29日現在)**資産別比率**

銘柄名	投資比率
UBS中国株式(除くA株)ファンド (適格機関投資家向け)	61.1%
UBS(LUX)インスティテューショナル・ シキャプリーチャイナAオポチュニティ	39.2%

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを 98.50%組入れております。

**通貨別比率**

通貨	構成比
香港ドル	58.2%
人民元	38.0%
その他	3.8%

※「その他」はシンガポール・ドル、米ドル等です。

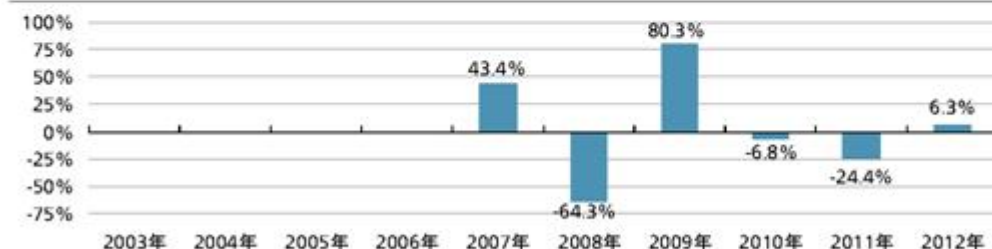
※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

**組入上位10銘柄**

	銘柄名	国名	業種	構成比
1	中国工商銀行	中国	金融	5.7%
2	騰訊	ケイマン諸島	情報技術	5.5%
3	煙台張裕葡萄酒	中国	生活必需品	5.0%
4	貴州茅台酒	中国	生活必需品	4.2%
5	中国平安保険	中国	金融	3.6%
6	中国海洋石油	香港	エネルギー	3.5%
7	内蒙古伊泰煤炭	中国	エネルギー	3.5%
8	中国蒙牛乳業	ケイマン諸島	生活必需品	3.4%
9	万科企業	中国	金融	3.1%
10	中国石油天然気	中国	エネルギー	3.0%

※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

**年間収益率の推移**(2012年6月29日現在)

※2007年については当初設定(2007年5月8日)から年末までの騰落率、2012年は年初から6月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消す場合があります。

取得申込者は販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

#### (2) 口座開設

- ・ 受益権取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

#### (3) 買付価額

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初元本1口 = 1円)  
ただし、「分配金再投資コース」において、収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (4) 申込単位

- ・ 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。  
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。  
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (5) 申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 「分配金再投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。
- ・ また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。  
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

### 2【換金（解約）手続等】

#### (1) 換金の受付

- ・ 原則としていつでも換金のお申込みを行うことができますが、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 換金請求は、原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた換金のお申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

#### (2) 換金単位

- ・ 1口単位とします。

#### (3) 換金価額

- ・ 解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 一部解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### (基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (4) 受付中止

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき、および当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券に付されている解約制限または中国証券制度上の制約に照らし当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生じる事態が予想される場合は、委託会社は、当該換金請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付けを取り消す場合があります。
- ・ 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該換金を受付けたものとし、
- ・ 上記の他、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

一部解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### （基準価額の算定）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### （有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

##### （基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成19年5月8日から平成29年5月8日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等、その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長する場合があります。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年5月8日から翌年5月7日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

#### (5)【その他】

##### [信託の終了]

##### （信託契約の解約）

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

##### （信託契約に関する監督官庁の命令）

- ・ 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「信託約款の変更」の規定に従います。
- (委託会社の登録取消等に伴う取扱い)
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)
- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
  - ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### [信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### [反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### [公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### [運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年5月の決算時）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

#### [関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が収益分配金について以下に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店等において、原則として解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

## (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成23年5月10日から平成24年5月7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## UBS中国株式ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年 5月 9日現在	当期 平成24年 5月 7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,381,834,713	850,798,447
親投資信託受益証券	41,322,883,341	25,296,121,991
未収利息	1,892	1,165
流動資産合計	42,704,719,946	26,146,921,603
資産合計	42,704,719,946	26,146,921,603
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	87,839,464	24,331,529
未払受託者報酬	11,279,029	6,851,042
未払委託者報酬	999,731,750	607,250,859
その他未払費用	8,178,344	5,682,980
流動負債合計	1,107,028,587	644,116,410
負債合計	1,107,028,587	644,116,410
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	50,900,953,376	36,164,330,719
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,303,262,017	10,661,525,526
（分配準備積立金）	542,855	382,287
元本等合計	41,597,691,359	25,502,805,193
純資産合計	41,597,691,359	25,502,805,193
負債純資産合計	42,704,719,946	26,146,921,603

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成22年 5月 8日 至平成23年 5月 9日	当期 自平成23年 5月10日 至平成24年 5月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	238,597	178,640
有価証券売買等損益	3,867,980,566	5,067,761,350
営業収益合計	3,868,219,163	5,067,582,710
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	11,279,029	6,851,042
委託者報酬	999,731,750	607,250,859
その他費用	8,178,344	5,682,980
営業費用合計	1,019,189,123	619,784,881
営業利益又は営業損失（ ）	2,849,030,040	5,687,367,591
経常利益又は経常損失（ ）	2,849,030,040	5,687,367,591
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,849,030,040	5,687,367,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	737,965,975	1,674,834,685
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,370,051,741	9,303,262,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,982,862,800	2,762,102,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,982,862,800	2,762,102,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,137,141	107,832,717
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,137,141	107,832,717
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,303,262,017	10,661,525,526

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 計算期間末日の取扱い

平成23年5月7日が休日のため、前計算期間末日を平成23年5月9日としております。このため当計算期間は364日となっております。

## (2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## 3. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成23年 5月 9日現在	当期 平成24年 5月 7日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	50,900,953,376口	36,164,330,719口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,303,262,017円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,661,525,526円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8172円 (8,172円)	0.7052円 (7,052円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日	当期 自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日
<p>分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(243,136円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,014円)、および分配準備積立金(299,719円)より分配対象収益は552,869円(1万口当たり0円)となり、分配は行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,584円)、および分配準備積立金(382,287円)より分配対象収益は392,871円(1万口当たり0円)となり、分配は行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日	当期 自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、投資証券等です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成23年 5月 9日現在	当期 平成24年 5月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
---------------------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	前期 平成23年 5月 9日現在	当期 平成24年 5月 7日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,870,066,815	3,456,200,115
合計	2,870,066,815	3,456,200,115

(デリバティブ取引等に関する注記)  
前期（平成23年 5月 9日現在）  
該当事項はありません。

当期（平成24年 5月 7日現在）  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
前期（自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日）  
該当事項はありません。

当期（自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日）  
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日	当期 自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日
	元本の推移	
期首元本額	68,527,501,614円	50,900,953,376円
期中追加設定元本額	132,919,722円	352,337,002円
期中一部解約元本額	17,759,467,960円	15,088,959,659円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
株式  
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
----	----	------	--------	----

親投資信託受益証券	U B S 中国株式マザーファンド	30,211,539,462	25,296,121,991	
合計		30,211,539,462	25,296,121,991	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBS中国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS中国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS中国株式マザーファンド

## (1)貸借対照表

(単位：円)

	平成23年 5月 9日現在	平成24年 5月 7日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	214,478	603,685
コール・ローン	235,337,545	135,066,278
投資信託受益証券	31,373,539,116	15,838,698,694
投資証券	9,712,581,120	9,321,339,060
未収利息	322	185
流動資産合計	41,321,672,581	25,295,707,902
資産合計	41,321,672,581	25,295,707,902
純資産の部		
元本等		
元本	43,420,072,861	30,211,539,462
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,098,400,280	4,915,831,560
元本等合計	41,321,672,581	25,295,707,902
純資産合計	41,321,672,581	25,295,707,902
負債純資産合計	41,321,672,581	25,295,707,902



## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。

## 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 5. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成23年 5月 9日現在	平成24年 5月 7日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	43,420,072,861口	30,211,539,462口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,098,400,280円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,915,831,560円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9517円 (9,517円)	0.8373円 (8,373円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日	自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券、投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式等です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成23年 5月 9日現在	平成24年 5月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
---------------------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	平成23年 5月 9日現在	平成24年 5月 7日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,117,052,311	2,791,754,951
投資証券	1,749,949,200	292,527,180
合計	3,867,001,511	3,084,282,131

(デリバティブ取引等に関する注記)  
平成23年 5月 9日現在  
該当事項はありません。

平成24年 5月 7日現在  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日  
該当事項はありません。

自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日  
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成22年 5月 8日 至 平成23年 5月 9日	自 平成23年 5月10日 至 平成24年 5月 7日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	59,355,129,602円	43,420,072,861円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	15,935,056,741円	13,208,533,399円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
U B S 中国株式ファンド	43,420,072,861円	30,211,539,462円
合計	43,420,072,861円	30,211,539,462円

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式  
該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)	19,400,659,841	15,838,698,694	
		小計		15,838,698,694	
投資証券	米ドル	UBS(Lux) インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティBAクラス	900,000	116,721,000.00	
		小計		116,721,000.00 (9,321,339,060)	
合計				25,160,037,754 (9,321,339,060)	

(注)

1. 投資信託受益証券、投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
2. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
3. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので、内書です。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	投資証券	1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託受益証券、「(ルクセンブルグ籍外国投資信託) UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティBAクラス」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。

「UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)」と、「(ルクセンブルグ籍外国投資信託) UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティBAクラス」のファンドクラスが組入れられている連結ファンドの状況は次の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

## UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)

## \* 損益の状況 \*

(自2011年4月21日 至2012年4月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	466,697,940円
受取配当金	205,448,780
受取利息	261,249,160
(B) 有価証券売買損益	3,806,676,574
売買益	2,215,070,443
売買損	6,021,747,017
(C) 信託報酬等	48,878,456
(D) 当期損益金 (A + B + C)	3,388,857,090
(E) 前期繰越損益金	1,848,231,471
(F) 追加信託差損益金	1,889,902,063
(配当等相当額)	( 67,923,342)
(売買損益相当額)	( 1,821,978,721)
(G) 計 (D + E + F)	3,347,186,498
(H) 収益分配金	0
次期繰越損益金 (G + H)	3,347,186,498
追加信託差損益金	1,889,902,063
(配当等相当額)	( 67,923,342)
(売買損益相当額)	( 1,821,978,721)
分配準備積立金	1,628,048,190
繰越損益金	6,865,136,751

\* 組入資産明細表 \* (平成24年4月20日現在)  
株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	2,322,484	5.59	12,998,942.94	
	GIANT INTERACTIVE GROUP-ADR	147,500	5.38	793,550.00	
	小計			13,792,492.94 (1,126,294,973)	

香港ドル	CHINA PETROLEUM CHEMICAL	3,138,000	8.36	26,233,680.00	
	CNOOC LTD	5,165,000	16.34	84,396,100.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	6,534,000	11.44	74,748,960.00	
	CHINA FORESTRY HOLDINGS CO	8,444,000	1.51	12,750,440.00	
	CHINA SHANSHUI CEMENT GROUP	5,232,000	6.11	31,967,520.00	
	GREATVIEW ASEPTIC PACKAGING COMPANY LTD	1,455,000	4.56	6,634,800.00	
	HAO TIAN RESOURCES GROUP LTD	23,748,000	0.22	5,272,056.00	
	HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	8,832,000	4.57	40,362,240.00	
	OVERSEAS CHINESE TOWN ASIA	3,534,000	2.96	10,460,640.00	
	CHINA AUTOMATION GROUP	7,903,000	2.06	16,280,180.00	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	2,808,000	24.90	69,919,200.00	
	HAINAN MEILAN INTL AIRPORT-H	4,695,000	5.08	23,850,600.00	
	SHENZHEN INTL HOLDINGS	29,640,000	0.53	15,709,200.00	
	PORTS DESIGN LIMITED	1,297,000	10.26	13,307,220.00	
	WONDERFUL SKY FINANCIAL GROUP HOLDINGS L	1,072,000	1.15	1,232,800.00	
	INTIME DEPARTMENT STORE	4,700,000	9.74	45,778,000.00	
	SUN ART RETAIL GROUP LTD	540,500	10.28	5,556,340.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	3,541,000	23.65	83,744,650.00	
	TIBET 5100 WATER RESOURCES HOLDINGS LTD	3,163,000	1.79	5,661,770.00	
	YANTAI CHANGYU PIONEER-B	1,609,000	85.12	136,958,080.00	
	VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	2,415,000	12.76	30,815,400.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	14,232,000	2.07	29,460,240.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	8,016,000	6.08	48,737,280.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	859,050	16.50	14,174,325.00	
	IND&COMM BK OF CHINA -H	27,397,000	5.26	144,108,220.00	
	FAR EAST HORIZON LTD	2,905,000	6.03	17,517,150.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	1,291,500	64.15	82,849,725.00	
	BEIJING CAPITAL LAND LTD-H	11,054,000	2.36	26,087,440.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	365,000	101.80	37,157,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	1,893,145	16.08	30,441,771.60	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	2,182,000	14.62	31,900,840.00	
	CHINA VANKE CO LTD -B	3,571,747	9.70	34,645,945.90	
	GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS	5,965,000	1.21	7,217,650.00	
	SHANGHAI INDUSTRIAL URBAN DEVELOPMENT	13,778,000	1.52	20,942,560.00	
	SHENZHEN INVESTMENT LTD	16,352,000	1.82	29,760,640.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LIMITED	352,000	93.85	33,035,200.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	586,000	237.20	138,999,200.00	
	CHINA MOBILE LTD	202,500	86.15	17,445,375.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	4,704,000	4.22	19,850,880.00	
		小計		1,505,971,318.50 (15,842,818,270)	
	合計		16,969,113,243 (16,969,113,243)		

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。

- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位で表示しております。
- 4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティ BAクラス(ルクセンブルグ籍)

## 連結

Statement of Operations	損益計算書 (損益項目仮訳)	自 2011年2月1日 至 2012年1月31日 米ドル
Income	収益	
Interest on liquid assets	流動資産等に係る受取利息	47,038.80
Dividends	配当金	5,429,784.59
Income on securities lending	貸付証券に係る収益	10,654.03
Total income	収益合計	5,487,477.42
Expenses	費用	
Management fee	管理費用等	- 3,746.21
Custodian bank fees	保管費用	- 147,207.68
Taxe d'abonnement	年次税	- 28,238.07
Other commissions and fees	その他の手数料	- 77,669.01
Interest on cash liquidity and bank overdraft	当座借越等に係る支払利息	- 2,801.82
Other expenses	その他費用	- 402.77
Total expenses	費用合計	- 260,065.56
Net income (loss) on investments	投資純(損)益	5,227,411.86
Realized gain (loss)	実現(損)益	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	有価証券に係る実現(損)益	- 1,558,443.17
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る実現(損)益	- 179.35
Realized result on subscriptions/redemptions	追加設定/一部解約に係る実現損益	156,245.38
Total realized gain (loss) on investments	投資実現(損)益合計	- 1,402,377.14
Realized gain (loss) on foreign exchange	為替差(損)益	258,340.74
Total realized gain (loss)	実現(損)益合計	- 1,144,036.40
Net realized gain (loss) of the financial year	当期実現純(損)益	4,083,375.46
Changes in unrealized appreciation (depreciation)	未実現評価(損)益の変動	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	有価証券に係る未実現評価(損)益	- 20,814,028.40
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	未実現評価(損)益の変動合計	- 20,814,028.40
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	純資産の純増(減)額	- 16,730,652.94

## 2012年1月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	株数/額面	米ドル建評価額 先物/オプション/ 為替予約取引に係る 未実現(損)益	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
無記名株式			
中国			
CNY ANHUI CONCH CEMENT 'A' CNY1	3,244,996.00	8,934,862.57	3.46
CNY BEIJING YANJING BR 'A' CNY1	2,942,003.00	6,174,545.41	2.39
CNY CHINA CONST BK 'A' CNY1	14,321,521.00	10,828,827.00	4.20
CNY CHINA LIFE INSURAN 'A' CNY1	1,565,751.00	4,661,140.33	1.81
CNY CHINA MERCHANTS BK 'A' CNY1	6,286,627.00	12,606,139.58	4.88
CNY CHINA MINSHENG BAN 'A' CNY1	8,357,964.00	8,505,687.38	3.30
HKD CHINA SHANSHUI CEM USDO.01	1,921,000.00	1,411,853.45	0.55
CNY CHINA SHENHUA ENERGY CO -A	935,675.00	3,982,384.68	1.54
CNY CHINA VANKE CO 'A' CNY1	6,575,657.00	7,973,967.83	3.09
CNY CHINA YANGTZE POWE 'A' CNY1	2,951,865.00	3,036,792.24	1.18
CNY CITIC SECURITIES 'A' CNY1	1,608,202.00	2,725,161.19	1.06
HKD CREDIT CHINA HOLDI HKDO.10	2,044,000.00	218,749.15	0.08
CNY DAQIN RAILWAY CO 'A' CNY1	4,597,203.00	5,611,232.95	2.17
CNY DASHANG CO LTD 'A' CNY1	435,920.00	1,941,721.80	0.75
HKD FAR EAST HORIZON L HKDO.01	928,000.00	891,439.03	0.35
HKD GLORIOUS PROPERTY HKDO.01 ' REGS'	1,800,000.00	287,793.91	0.11
CNY GREE ELEC APPLICAN 'A' CNY1	3,689,891.00	10,645,322.37	4.13
CNY I/MONGOLIA YILI IN 'A' CNY1	845,496.00	2,739,468.69	1.06
CNY IND & COM BK CHINA 'A' CNY1	19,950,827.00	13,598,883.42	5.27
CNY INDUSTRIAL BANK CO 'A' CNY1	2,007,121.00	4,409,716.58	1.71
CNY JIANGSU HENGRUI ME 'A' CNY1	2,801,038.00	11,544,263.77	4.47
CNY KWEIFCHOW MOUTAI CO LTD-A	821,092.00	24,262,464.88	9.40
CNY LUZHOU LAO JIAO CO 'A' CNY1	1,773,463.00	10,432,466.02	4.04
CNY PING AN INSURANCE 'A' CNY1	1,446,383.00	8,790,413.60	3.41
CNY QINGHAI SALT LAKE 'A' CNY1	572,405.00	2,953,441.03	1.14
CNY S/PUDONG DEV BANK 'A' CNY1	2,210,510.00	3,230,704.95	1.25
CNY SHANDONG DONG-E E 'A' CNY1	1,941,490.00	12,427,259.44	4.82
CNY SHANXI LANHUA SCI-'A' CNY1	1,096,380.00	7,003,901.72	2.71
CNY SHENZHEN DEVELOPMENT BANK LTD-A	2,556,556.00	6,743,455.94	2.61
CNY SHN AIRPORT 'A' CNY1	6,907,945.00	4,785,245.25	1.85
HKD SUN ART RETAIL GRO HKDO.30	409,500.00	498,440.47	0.19
CNY SUNING APPLIANCE C 'A' CNY1	8,073,424.00	11,133,992.04	4.31
HKD VINDA INTERNATIONAL HKDO.1	2,014,000.00	2,454,023.25	0.95
CNY YIBIN WULIANGYE 'A' CNY1	1,250,538.00	6,341,398.21	2.46
CNY YUNNAN BAIYAO GRP 'A' CNY1	1,439,097.00	11,150,520.94	4.32
CNY ZHENGZHOU YUTONG C 'A' CNY1	1,428,010.00	5,591,162.24	2.17
CNY ZHONGBAI HOLDINGS 'A' CNY1	4,038,818.00	5,486,671.99	2.13
CNY ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY 'A' CNY1	1,851,327.00	2,673,470.55	1.04
中国合計		248,688,985.85	96.36
香港			
HKD CHINA TYCOON BEVER HKDO.10	4,672,000.00	82,529.80	0.03



## 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

HKD	HUABAO INTL HLDG HKDO.10	1,834,000.00	1,246,227.54	0.48
HKD	LIJUN INTERNATIONA HKDO.02	4,760,000.00	601,478.94	0.23
HKD	MING FUNG JEWELLER HKDO.01	8,400,000.00	530,716.71	0.21
HKD	SHANGHEI INDUSTRIAL URBAN DEV GROUP HKDO.04	9,586,000.00	1,940,548.38	0.75
HKD	SHN INTL HLDGS HKDO.10	45,077,500.00	3,080,513.31	1.20
HKD	SING LEE SOFTWARE HKDO.01	8,175,000.00	289,873.06	0.11
HKD	TIBET 5100 WATER R HKDO.01	1,392,600.00	325,006.74	0.13
香港合計			8,096,894.48	3.14
無記名株式合計			256,785,880.33	99.50
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			256,785,880.33	99.50
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品				
ライセンス				
中国				
CNY	GREE ELECTRIC APPLIANCES INC RIGHTS 12-PRP	110,696.73	18,249.12	0.01
中国合計			18,249.12	0.01
ライセンス合計			18,249.12	0.01
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			18,249.12	0.01
投資有価証券合計			256,804,129.45	99.51
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産			9,912,488.64	3.84
その他の資産および負債			- 8,644,977.28	- 3.35
純資産合計			258,071,640.81	100.00

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年6月29日現在）

## 「UBS中国株式ファンド」

資産総額	22,408,629,554 円
負債総額	121,345,643 円
純資産総額（ - ）	22,287,283,911 円
発行済口数	34,644,717,754 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6433 円

## (参考)「UBS中国株式マザ - ファンド」

資産総額	22,152,055,151 円
負債総額	200,000,000 円
純資産総額（ - ）	21,952,055,151 円
発行済口数	28,685,937,110 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7653 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (2) 受益者名簿

作成しません。

## (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則と

して取得申込者として、)に支払います。

- (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】（平成24年6月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

##### 経営体制

##### （取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

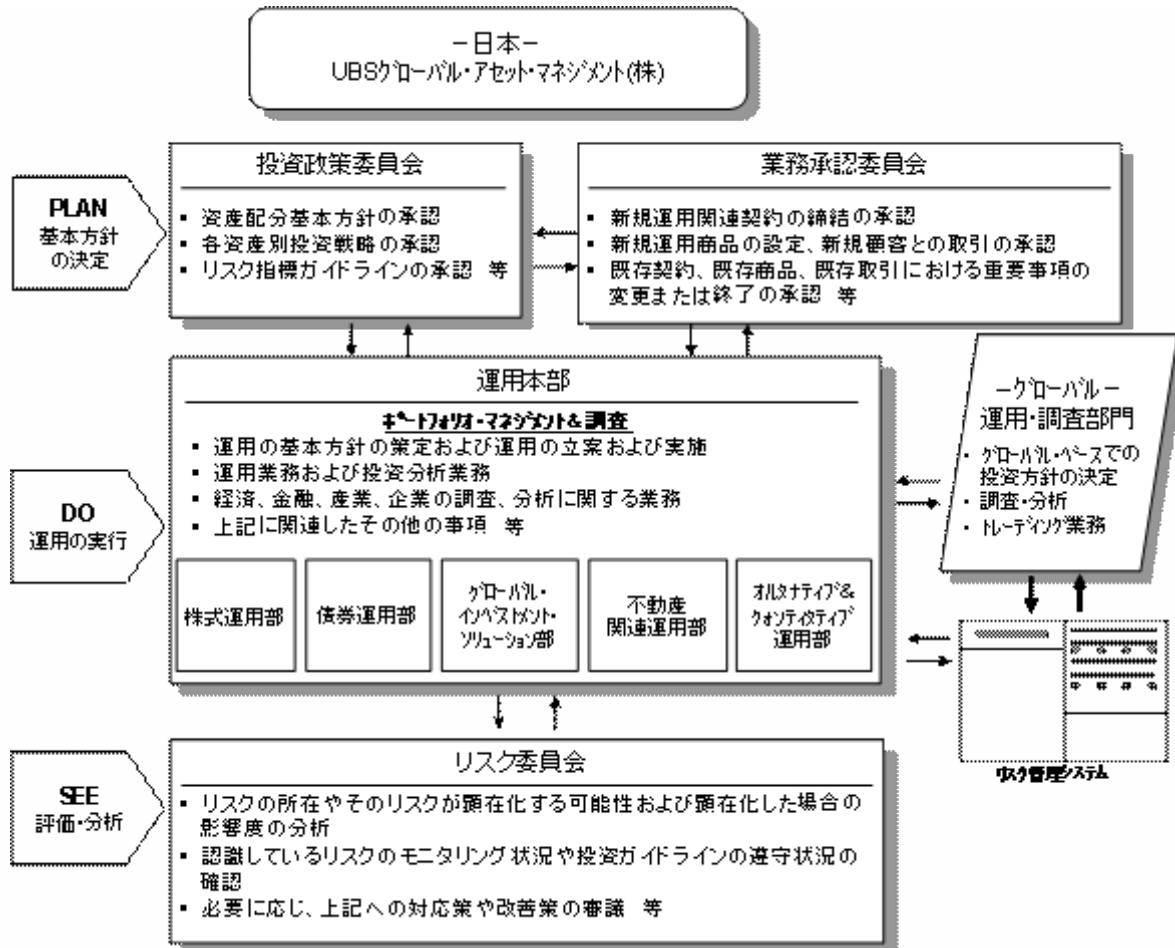
##### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



(平成24年6月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年6月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	1	6,015
追加型株式投資信託	76	916,357
合計	77	922,372

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	科目	注記 番号			
	(資産の部)				
	流動資産				
	現金・預金	*1	3,501,780		4,527,037
	未収入金	*1	146,056		236,315
	未収委託者報酬		1,775,081		1,166,243
	未収運用受託報酬	*1	336,934		412,520
	その他未収収益	*1	543,280		755,597
	繰延税金資産		138,400		97,190
	その他		29,500		8,893
	流動資産計		6,471,034		7,203,797
	固定資産				
	投資その他の資産		621,100		533,670
	繰延税金資産		576,100	488,670	
	ゴルフ会員権		45,000	45,000	
	固定資産計		621,100		533,670
	資産合計		7,092,134		7,737,467



期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目	注記 番号				
(負債の部)					
流動負債					
預り金			88,427		145,046
未払費用	*1		1,725,001		1,350,117
未払消費税			35,098		21,288
未払法人税等			683,561		337,901
賞与引当金			137,694		122,466
その他			1,085		3,249
流動負債計			2,670,868		1,980,069
固定負債					
退職給付引当金			226,539		291,417
固定負債計			226,539		291,417
負債合計			2,897,407		2,271,487
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,994,727		3,265,979
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純資産合計			4,194,727		5,465,979
負債・純資産合計			7,092,134		7,737,467

## (2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第16期 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕		第17期 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,217,542		8,948,072	
運用受託報酬	*1	1,781,675		1,523,631	
その他営業収益	*1	1,903,468		2,079,932	
営業収益計			12,902,686		12,551,636
営業費用					
支払手数料			4,505,445		4,481,341
広告宣伝費			169,891		143,998
調査費			76,555		76,822
営業雑経費			61,581		91,557
通信費		5,236		6,321	
印刷費		2,899		2,383	
協会の費		18,598		19,197	
その他	*1	34,845		63,653	
営業費用計			4,813,473		4,793,720
一般管理費					
給料			2,809,103		2,769,198
役員報酬		270,801		229,059	
給料・手当	*1	1,618,194		1,760,034	
賞与	*1	920,107		780,105	
交際費			42,685		49,888
旅費交通費			73,588		82,604
租税公課			40,230		37,564
不動産賃借料			279,923		259,656
退職給付費用			196,591		265,690
事務委託費	*1		2,040,221		1,884,416
諸経費			51,240		75,972
一般管理費計			5,533,585		5,424,992
営業利益			2,555,626		2,332,923
営業外収益					
受取利息		798		338	
為替差益		24,194		24,163	
雑収入		2,141		1,187	
営業外収益計			27,135		25,688
経常利益			2,582,762		2,358,612
税引前当期純利益			2,582,762		2,358,612
法人税、住民税及び事業税			1,264,249		958,720
法人税等調整額			△123,800		128,640
当期純利益			1,442,312		1,271,252

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第16期	第17期
		(自平成22年4月1日) (至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日) (至平成24年3月31日)
資本金	当期首残高	2,200,000	2,200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,200,000	2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	550,000	550,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	1,546,814	1,444,727
	当期変動額	△1,544,400	-
	剰余金の配当 当期純利益	1,442,312	1,271,252
	当期末残高	1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当期首残高	2,096,814	1,994,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	1,994,727	3,265,979
株主資本合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979
純資産合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979

## 重要な会計方針

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
6,411千円	7,876千円

## (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追 加 情 報

## (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## (貸借対照表関係)

## \*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

## (損益計算書関係)

## \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

## （株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	<u>543,280</u>	-
資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	<u>683,561</u>	<u>683,561</u>	-
負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	<u>755,597</u>	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	<u>337,901</u>	<u>337,901</u>	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	-
合計	6,157,075	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	-
合計	6,861,398	-

## (退職給付関係)

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	<u>536,656</u>	<u>513,386</u>
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

## 3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	2,537	3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	<u>40,425</u>	-
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	<u>8,428</u>	<u>42,845</u>
合計	196,591	265,690

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.31%	1.00%

(3) 期待運用収益率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	33,500	25,940
未払事務所税	2,400	3,120
減価償却超過額	14,800	18,230
未払事業税	53,700	26,240
株式報酬費用	208,400	217,050
退職給付引当金	351,100	251,610
賞与引当金	48,600	41,890
その他	2,000	1,780
評価性引当額	-	-
合計	714,500	585,860

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	40.65%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%	3.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.21%
その他	0.11%	0.20%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	44.16%	46.10%

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額



は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,055,053千円	投資運用

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（\*1）UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## ( 1 ) 親会社

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191	未収入金	12,057
							その他営業収益	334,026	その他未収収益	153,365
							運用受託報酬	9,428	未収運用受託報酬	3,932
							事務委託費	171,540	未払費用	47,495
							給料・手当	79,276		
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## ( 2 ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券 業	なし	資産運用業 務 人件費の立 替 人件費、社会 保険料など の立替	運用受託報酬 人件費（受 取） 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報 酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百 万 米ドル	サー ビス 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報 酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	8百万 オースト ラリアド ル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガ ポールド ル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替 資産運用業 務に 関する事務 委託	その他営業収 益 人件費（受 取） 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報 酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	人件費（受 取）	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	583,691	その他未収収益	152,478
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報 酬	967

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑費用-その他	4,896,377 2,591,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,527	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	2,685,819 1,383 4,044 305,772 111,449

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百万 米国ドル	サービ ス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運 用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	40百万 オースト ラリアドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万 シンガ ポールドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	16,609 56,861	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,851 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## （1株当たり情報）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと、委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成24年4月1日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。  
なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。



### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
  - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
  - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
  - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおります。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの平成23年5月10日から平成24年5月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの平成24年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。